

# 医療法人社団瑞鳳会

## 指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護事業所

### 介護老人保健施設 ハートケア松岡 運営規程

#### 第1条 (目的)

この規程は、医療法人社団瑞鳳会（以下「事業者」という）が開設する介護老人保健施設ハートケア松岡（以下「施設」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

#### 第2条 (運営の指針)

施設は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供するように努めるものとする。
- 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
- 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 施設は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 前5項のほか、「岐阜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### 第3条 (事業の運営)

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

#### 第4条 (反社会勢力の排除)

事業者は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。

- 施設を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

#### 第5条 (施設の名称等)

施設の名称、所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 介護老人保健施設ハートケア松岡
- 2 所 在 地 岐阜県岐阜市長旗町1丁目8番地

## 第6条 (入所定員)

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の入所定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保健サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数のうち30名迄とする。

## 第7条 (従業者の職種・員数及び職務の内容)

施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管 理 者 1人

従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護老人保健施設の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- ② 医 師 1人

入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

- ③ 薬 剤 師 1人

医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

- ④ 支 援 相 談 員 2人以上

入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- ⑤ 看 護 職 員 8人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

- ⑥ 介 護 職 員 20人以上

入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

- ⑦ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 4人以上

医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。

- ⑧ 管理栄養士 1人以上

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

- ⑨ 介護支援専門員 1人以上

入所者の施設サービス計画の原案を作成するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

- ⑩ 事 務 職 員 1人以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

- ⑪ 調 理 員 1人以上

献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

- 2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

## 第8条 (指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの方針)

施設は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、療養を適切に行うものとする。

- 2 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供は、漫然かつ画一的なものとならないよう配

慮して行う。

- 3 施設の従業者は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明する。
- 4 施設は、提供する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

## 第9条（地域との連携）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

## 第10条（短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成）

相当期間（概ね4日）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、文書による利用者の同意を得る。作成した短期入所生活介護計画については、遅滞なく利用者に交付する。
- 3 短期入所療養介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 短期入所療養介護計画並びに介護予防短期入所療養介護計画については、実施状況の把握を行いその結果を居宅介護支援事業者あるいは介護予防事業者へ報告するものとする。

## 第11条（指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の内容）

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の内容は、次のとおりとする。

### 1) 介護

- ① 施設は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行う。
- ② 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきをするとともに、その病状及び心身の状況に応じて、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- ③ 施設は、利用者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- ④ 施設は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の介護を適切に行う。
- ⑤ 施設は、利用者に対し、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

### 2) 食事

施設は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事をすることを支援する。

### 3) 機能訓練

施設は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

### 4) 健康管理

利用者が専門的な治療を受けるために他の医療機関に入院する必要があるとき、本人および家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与する。

## 5) 相談援助

施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

## 6) その他のサービスの提供

- ① 施設は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション活動を実施するよう努める。
- ② 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

## 7) 送迎

利用者の心身の状態、家族の事情などからみて、送迎を行う必要があると認められた場合に実施する。

## 第 12 条 (利用料等)

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービス費用基準額から当該施設に支払われる指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の送迎を行った場合の交通費は、次の額とする。

実施地域を越えた地点から 1 キロメートルあたり 50 円

5 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

- 1) 朝食 570 円/回 ・ 昼食 730 円/回 ・ 夕食 730 円/回
- 2) おやつ/ドリンク代 100 円 (1 日あたり)

6 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

- 1) 居住費
  - i) 多床室 430 円 (1 日あたり)
  - ii) 従来型個室 1,640 円 (1 日あたり)
- 2) 特別室料
  - i) 2 人部屋 1,500 円 (1 日あたり)
  - ii) 1 人部屋 3,620 円 (1 日あたり)

7 家電の持ち込みがある場合やテレビのレンタルが発生した場合に、次の金額を徴収する。

- 1) 電気利用料 ※家電持ち込みがある場合 100 円 (1 日あたり 1 点につき)
- 2) テレビレンタル費 ※電気代含む 220 円 (1 日あたり)

8 日用品の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

100 円 (1 日あたり)

9 理美容に関する費用は、実費とする。

10 第 5 項及び第 6 項の費用について、介護保険法の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第 5 項及び第 6 項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

なお、第 5 項について、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービス等に要する費用の額の算定に関する基準により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払い

を受ける。

- 11 前 10 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 12 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 13 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 14 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

### 第 13 条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、岐阜市とする。

### 第 14 条（非常災害対策）

施設は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

### 第 15 条（緊急時等における対応方法）

生活相談員等は、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

### 第 16 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 2) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 施設は、利用者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
- 4 施設は、利用者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

### 第 17 条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第 18 条 （衛生管理・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理）

施設は、利用者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
  - 1) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 2) 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的  
に実施する。
  - 3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

#### 第 19 条 （協力医療機関等）

施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3) 利用者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

#### 第 20 条 （秘密保持等・個人情報の保護等）

施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該利用者の同意を得る。

#### 第 21 条 （苦情処理）

施設は、その提供した指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスに関し、市町村が行う文書その他の

物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

- 4 施設は、提供した指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

## 第 22 条（ハラスメント対策に関する事項）

施設は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスにおける適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 第 23 条（施設の利用に当たっての留意事項）

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従って指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスを受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - 1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る
  - 2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する
  - 3) 面会は、施設の規程に従う
  - 4) 外出、外泊は、担当職員に申し出て、必ず『外出・外泊簿』に記入する
  - 5) 全館禁煙とする
  - 6) 自身の宗教信仰以外及び『営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動』は禁止する

## 第 24 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - 3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - 4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第 25 条（身体拘束の廃止に関する事項）

施設は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 第26条（記録の整備）

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定短期入所生活介護等について、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を記載する。

- 2 当該事業者は、次の記録を短期入所生活相談員等に担当させ、利用完了の日から5年間保存しなければならない。
  - 1) 短期入所生活介護計画が作成されている場合の介護計画の記録。
  - 2) 提供した具体的なサービス内容の記録。
  - 3) 緊急やむを得ない場合の身体拘束の一連の記録。
  - 4) 利用者が短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたときの記録、及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとしたときの記録。
  - 5) 利用者及び、その家族もしくは代理人からの苦情内容の記録。
  - 6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

## 第27条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

## 第28条（勤務体制の確保等）

施設は利用者に対し、適切な指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 施設の従業者によって指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保する。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回以上

## 第29条（その他施設の運営に関する重要事項）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。